

よくある質問 (FAQ)

補助対象者・対象経費について

Q1 一市町村内全体を商工会（又は商工会議所）でまとめてプレミアム商品券発行事業（以下「商品券事業」という。）を実施したいが可能か。

A1 申請者が商工会又は商工会議所になりますと、一市町村内に商店街団体のあるエリアは対象外となります。「商店街団体のないエリアについて、商工会又は商工会議所が店舗を取りまとめて事業を実施する」場合に限りです。

Q2 商品券の印刷とポスター・チラシ印刷を1事業者に対して1回で発注したい場合の経費はどのように申請するのか。

A2 ポスター・チラシ等の印刷費は補助対象外経費のため、**商品券の印刷費が分かるよう記載してご提出**ください。
※ 実績報告時、各項目の記載がなく、合算項目の請求書でしかご提出できない場合、全て補助対象外経費となります。

Q3 商品券の印刷のほか、商品券のデザインを別の事業者（デザイナー）に発注依頼した。デザイン代も対象となるか。

A3 **デザインが商品券に係る内容であれば補助対象経費**となります。その場合、「印刷費」でご申請ください。
また、商品券に係る偽造防止（コピーガードやホログラム加工など）も補助対象経費となります。

Q4 交付決定日が11月1日の場合、ポスター・チラシの印刷を10月31日に、商品券の印刷を11月1日に発注した。問題ないか。

A4 **問題ありません**。交付決定後に始めるのは、商品券の印刷に係る発注又は契約になりますので、補助対象外経費の準備は進めていただいても構いません。

Q5 プレミアム率が30%を超える商品券を考えているが、補助金は使えるか？

A5 補助金の対象となるのは、**プレミアム率30%以内の商品券事業**です。
30%を超える商品券事業は、補助対象外となり申請ができませんので、ご注意ください。

提出書類について

Q6 会の規約や会員名簿のデータがない場合、紙書類だけの提出でもよいか。

A6 県様式のデータ送付は必須ですが、その他添付書類のデータがない場合は、紙書類の提出のみで構いません。

Q7 商店街連合会で申請する場合、会員（商店街団体）の規約や会員名簿なども提出が必要か。

A7 商店街団体ごとに提出いただく書類は以下のとおりです。

【団体ごとに必要な書類】・役員等氏名一覧表（様式1-2）

- ・定款又は規約（写し）
- ・組合員（会員）名簿（写し）
- ・令和3年度収支予算書（写し）

①単独商店会の場合（例：A商店街）

➔ A商店街の書類が必要。

②複数商店街の独立した商店街が連携して実施（例：「A商店街+B商店街」）

➔ A商店街・B商店街ごとに書類が必要。

③D商店街連合会が実施（例：D商店街連合会[A商店街+B商店街+C商店街]）

➔ D商店街連合会の書類のみ必要

Q8 「プレミアム商品券発行事業に係る約款」は必ず作成しなければならないのか。

A8 **必須書類になります。**現時点で作成できていない場合は、県が作成したひな型がありますので、そちらを参考に作成してください。

Q9 事業開始10日前までに提出が間に合わない。どうすればよいか。

A9 なるべく早く審査を進めますが、事業開始までに審査・交付決定ができる確約は出来かねますので、事業開始を後ろ倒しにしてください。また、**事業開始までの日数に関わらず、交付申請書類の受付順に審査をします。**

事業実施について

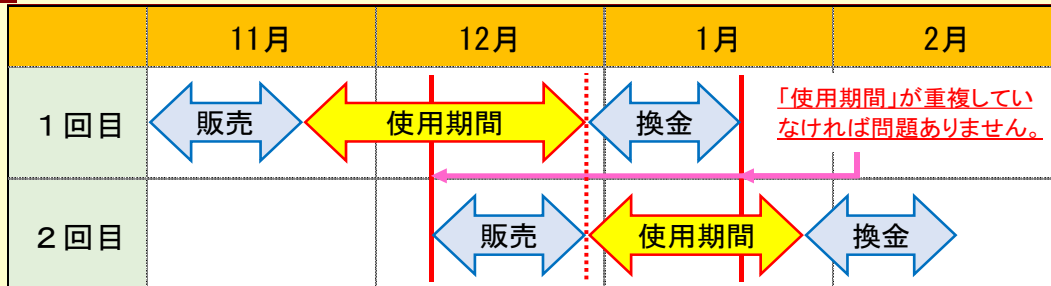
Q10 商店街団体の非会員店舗が参加しても問題ないか。

A10 **商店街団体内で参加してもよいと判断されていれば問題ありません。**

これをきっかけに商店街の魅力等をお伝えいただき、商店街団体の加入に努めてください。

Q11 商品券事業を2回実施する場合、「プレミアム商品券の使用期間」が重複していなければ、それ以外の期間は重複してもよいのか。例えば、1回目の使用期間と2回目の販売期間は重複してもよいのか。

A11 問題ありません。上記例では



となります。

Q12 商品券の利用について、釣銭を出すことは可能ですか？

A12 資金決済に関する法律（資金決済法）上、**釣銭を出すことは原則として禁止**されています。

Q13 プレミアム付商品券を作成するにあたっては、券面にどのような文言の記載が必要ですか？

A13 発行者（商店街）は、以下の項目を商品券に記載してください。

- ① 発行者の氏名、商号又は名称
- ② 商品券の金額
- ③ 使用期間 又は 使用期限
- ④ その他注意事項

（譲渡・売却不可、釣銭なし、換金不可、使用期限後は無効等）

※以下は券面に記載する必要はありませんが、チラシ・WEB ページ等で利用者に案内する必要があります。

- ⑤ 利用可能店舗一覧

Q14 商品券の偽造や不正使用の防止とはどのような取組をいうのか。

A14 商品券の偽造や不正防止策としては以下の例が挙げられます。

- ・ **コピーガード**…コピーすると「複製」などの隠し文字が印刷されます。
- ・ **ホログラム加工**…ホログラムとはキラキラしたホイルのことで、素材自体が光を反射するため、カラーコピーやスキャニングなどができません。
- ・ **シルバーインキ印刷**…コピーをするとくすんだ色になります。

Q15 商品券を、病院の医療費や介護料の支払いとして受領することはできるか？

A15 県商業流通課までご相談ください。(045-210-5612 (直通))

マスク飲食実施店認証制度について

Q16 商品券事業に参加する飲食店等が行うマスク飲食実施店の認証手続き（申請→現地調査→認証）について、申請が殺到しているため認証に時間がかかっている。「マスク飲食実施店認証書」を掲示しない店舗は参加できないのか。

A16 商品券事業に参加する店舗は、「**感染防止対策取組書**」及び「**マスク飲食実施店認証書（飲食店等のみ）**」2点の登録・認証、掲示が必須となります。
しかしながら、「マスク飲食実施店認証書」の手続きが遅れている場合は、店の現地調査後に発行される「**(マスク飲食実施店認証制度) 現地確認済書**」を掲示していただければ、商品券事業に参加することができます。

変更履歴

R3.10.19 Q7を追加